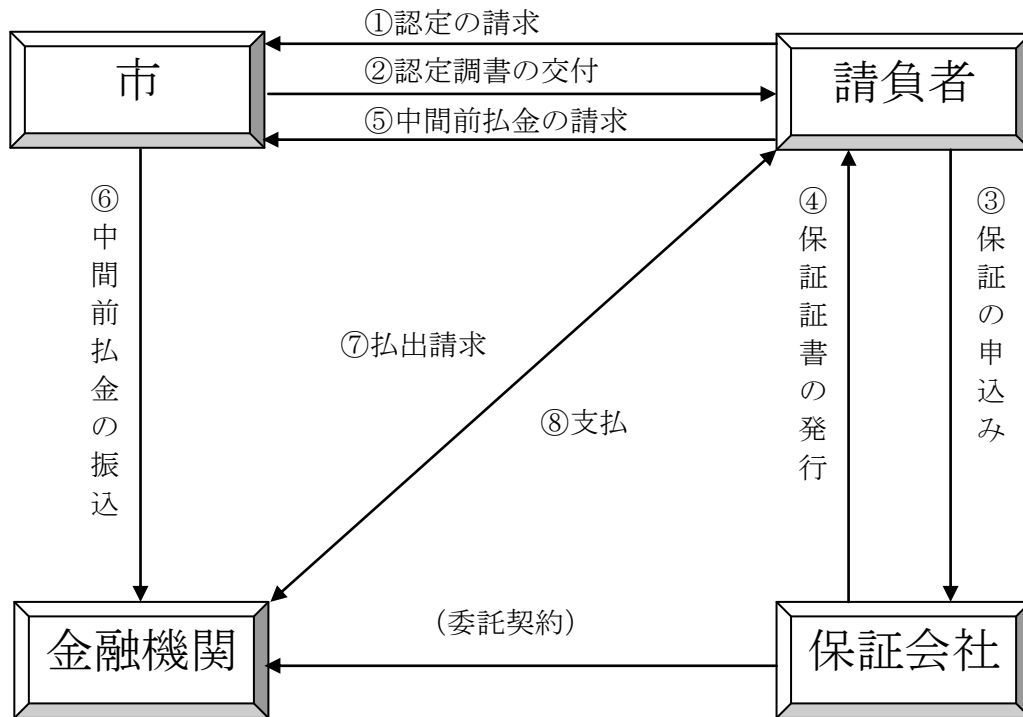


中間前払金請求手続きの流れ



- ① 請負者は、中間前金払認定請求書（様式第2号）に実施工程表及び工事写真（作業の進捗状況がわかるもの）を添えて市に認定の請求を行う。
- ② 市は、認定請求に基づき要件を満たしているか確認し、中間前金払認定通知書（様式第3号）を請負者に交付する。
- ③ 認定を受けた請負者は、市から交付された認定通知書を添えて、保証事業会社に中間前金払保証を申し込む。
- ④ 保証事業会社は、保証証書を請負者に発行する。
- ⑤ 請負者は、中間前払金請求書（様式第4号）に保証証書を添えて市に中間前払金の請求を行う。
- ⑥ 市は、請求を受理した日から14日以内に請負者の指定する口座（別口座）に中間前払金を振り込む。
- ⑦ 請負者は、金融機関に払い出しの請求を行う。
- ⑧ 金融機関は、保証会社との委託契約に基づき、請負者に中間前払金を支払う。